
ファンドモニタリング調査

(第2回)

結果概要

2025年12月



目次

1. はじめに	1
(1) ファンドモニタリング調査について	1
(2) 調査対象	1
(3) 調査項目	1
2. 調査結果	2
(1) 基本データ	2
① 調査対象ファンドの全体像	2
② ファンド形態	6
③ 主な投資対象に基づく分類（ファンドタイプ）	7
（参考）私募投信、私募投資法人、集団投資スキームにおける権利者の概要	9
(2) エクスポート（投資残高）	10
(3) 流動性の状況	13
(4) レバレッジの状況	15
① レバレッジ倍率	15
② レバレッジ分析	17
(5) カウンターパーティとの取引の状況	20

1. はじめに

(1) ファンドモニタリング調査について

ファンドモニタリング調査は、IOSCO（証券監督者国際機構）等が各国当局に対して金融安定の観点から一定規模以上のファンドに関するデータの徴求を要請していること、及び当庁としてのモニタリングの観点を踏まえて、2024年から実施している。

本資料は、第2回ファンドモニタリング調査の結果（2024年12月末時点のファンドの状況¹⁾について集計したものである²⁾。

(2) 調査対象

以下の①及び②に該当する国内（日本）籍ファンド（以下「調査対象ファンド」とする。）を運用する投資運用業者（金融商品取引法（以下「金商法」とする。）第28条第4項）及び適格機関投資家等特例業務届出者（金商法第63条第1項第2号）（以下「調査対象事業者」とする。）に調査を実施した。

① ファンドの種類³⁾

- ・ 投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」とする。）第2条第3項）⁴⁾
- ・ 投資法人（投信法第2条第12項）
- ・ 集団投資スキーム（金商法第2条第2項第5号に掲げる権利を有する者から出資又は拠出を受けた財産）
- ・ 投資一任契約（金商法第2条第8項第12号口）のうち、「ヘッジファンド戦略」として運用する運用財産

② ファンドの規模

- 1 ファンドあたりの純資産額が500億円以上のファンド

(3) 調査項目

投資対象資産、流動性リスク関連項目（ポートフォリオの現金化に要する日数や投資家に解約金を受け渡す日数）、デリバティブ取引の状況、借入の状況などについて、回答を求めた。

¹⁾ 2024年12月末時点の状況を報告することが困難なファンドについては、同日以前の回答可能な直近の日を基準日として報告するよう求めた。

²⁾ IOSCOは、日本を含む各国からの報告を基にファンド統計を公開している（参考：第1回調査時 <https://www.iosco.org/ifsr.cfm>）。

³⁾ 複層構造となっているファンドのうち、特に、ファンド・オブ・ファンズ（以下「FoFs」とする。）についてはFoFs及びその投資先ファンドの双方を、ファミリーファンド方式についてはベビーファンドを、調査対象としている。

⁴⁾ IOSCOの整理にしたがい、マネー・リザーブ・ファンド（MRF）は調査対象外。

2. 調査結果

(1) 基本データ

① 調査対象ファンドの全体像

① -1 調査対象ファンドの規模

調査対象ファンドについては、ファンド数が合計 1,109 本となり、前回調査から 132 本 (+13.5%) 増加している。内訳としては、投資信託が 1,012 本 (+130 本)、投資法人が 71 本 (+1 本)、集団投資スキームが 26 本 (+1 本) となっている。純資産額ベースでみると、合計 289.5 兆円となり、前回調査から 53.7 兆円 (+22.8%) 増加している。内訳としては、投資信託が 271.4 兆円 (+52.3 兆円)、投資法人が 14.9 兆円 (+0.8 兆円)、集団投資スキームが 3.2 兆円 (+0.7 兆円) となっている。

なお、調査対象となった投資信託の純資産額 271.4 兆円は、国内総数の純資産額 349.2 兆円の約 77.7% となっている。

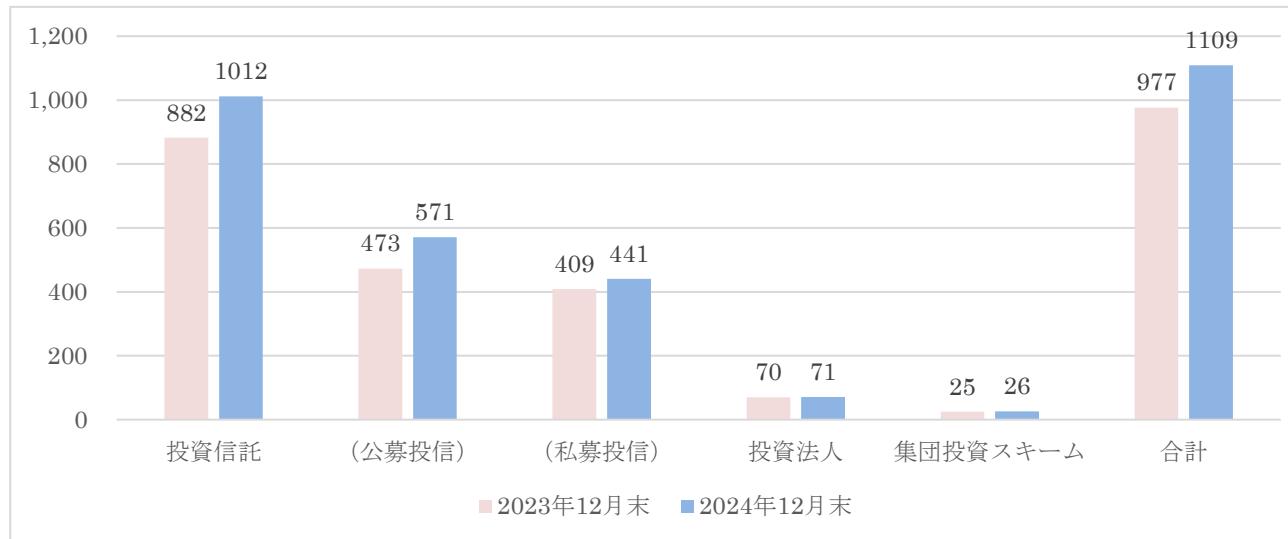
図表 1 調査対象ファンドの規模

<u>調査対象合計</u>		<u>投資信託</u>
【調査対象】 件数：1109 本 純資産額：289 兆 5274 億円		【調査対象】 件数：1012 本 純資産額：271 兆 3718 億円 (うち公募) 件数：571 本 純資産額：192 兆 8689 億円 (うち ETF) 件数：65 本 純資産額：86 兆 8589 億円 (うち私募) 件数：441 本 純資産額：78 兆 5028 億円 【参考】国内総数（本調査の対象外である MRF を除く） 件数：13,980 本 純資産額：349 兆 1610 億円 ※2024 年 12 月末時点（投資信託協会統計資料より）
		<u>投資法人</u>
【調査対象】 件数：1109 本 純資産額：289 兆 5274 億円		【調査対象】 件数：71 本 純資産額：14 兆 9292 億円 (うち公募) 件数：48 本 純資産額：11 兆 8561 億円 (うち私募) 件数：23 本 純資産額：3 兆 731 億円 【参考】国内総数（インフラ投資法人を除く） 件数：120 本 (うち公募) 件数：57 本 純資産額：13 兆 2716 億円 (うち私募) 件数：63 本 純資産額（簿価）：4 兆 119 億円 ※2024 年 12 月末時点（投資信託協会統計資料より）
		<u>集団投資スキーム</u>
【調査対象】 件数：26 本 純資産額：3 兆 2264 億円		

※ 投資一任契約についても、「ヘッジファンド戦略」として運用する運用財産、かつ、純資産額が 500 億円以上のものを対象に調査したが、該当する投資一任契約として報告されたものはなかった。

図表2 調査対象ファンドの推移

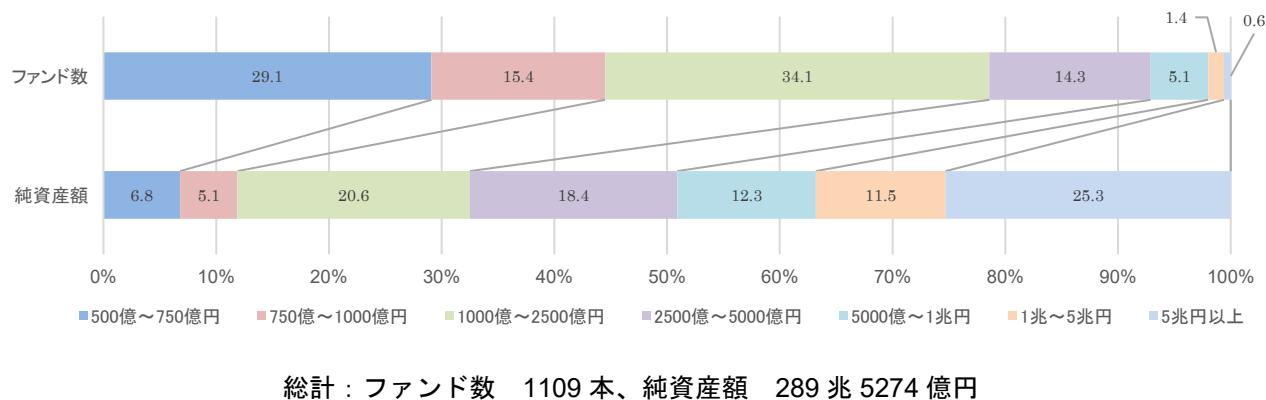
(ファンド数ベース)



(純資産額ベース)



図表3 調査対象ファンドのファンドサイズの分布（純資産額ベース）



①-2 調査対象事業者の状況

図表4 調査対象ファンドを報告した調査対象事業者数（業態別）

業態	事業者数
投資信託委託業者	69 社
投資法人資産運用業者	60 社
自己運用業者	2 社
適格機関投資家等特例業務届出者	19 社
合計	150 社

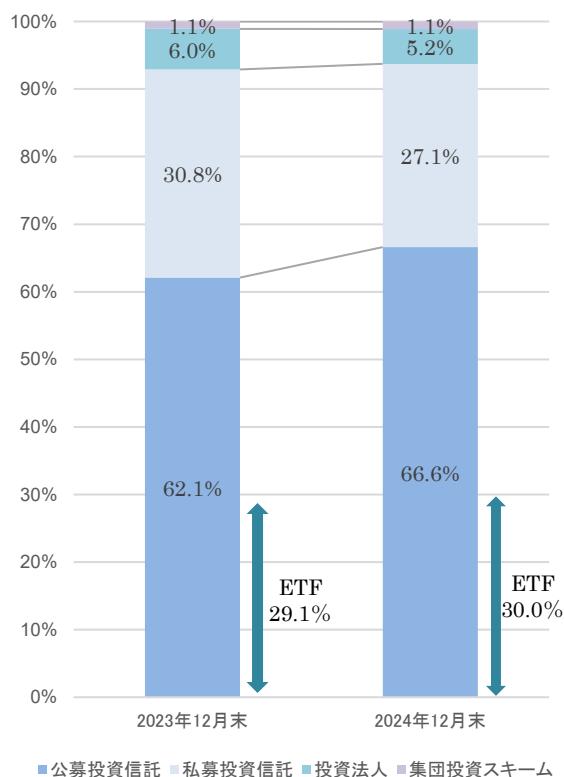
(注) 複数の業を営む調査対象事業者については、主たる運用商品に基づき分類。

② ファンド形態

純資産額ベースでは、公募投資信託（以下「公募投信」とする。）が約 67%、私募投資信託（以下「私募投信」とする。）が約 27%となっており、前回調査から公募投信の割合が約 4.5%増加している。ファンド数ベースでは、公募投信が約 52%、私募投信が約 40%となっている。公募投信には上場投資信託（以下「ETF」とする。）が含まれるところ、ETF の純資産額は、公募投信の約 45%（調査対象ファンド全体の約 30%）を占め、ETF のファンド数は、公募投信の約 11%（調査対象ファンド全体の約 6%）を占める。

なお、投資法人は、その全てが不動産投資法人である。

図表5 ファンド形態（純資産額ベース）

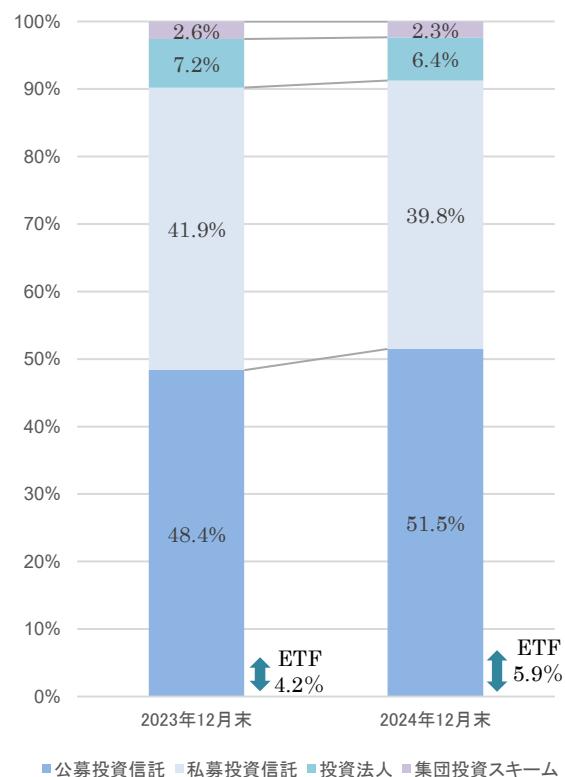


■公募投資信託 ■私募投資信託 ■投資法人 ■集団投資スキーム

2023年12月末：（総計 235兆 7798億円）

2024年12月末：（総計 289兆 5274億円）

図表6 ファンド形態（ファンド数ベース）



■公募投資信託 ■私募投資信託 ■投資法人 ■集団投資スキーム

2023年12月末：（総数 977本）

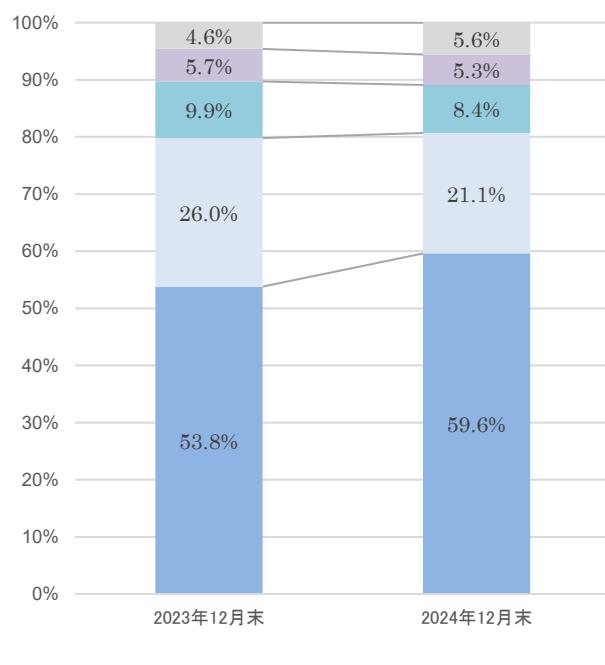
2024年12月末：（総数 1109本）

③ 主な投資対象に基づく分類（ファンドタイプ）

調査対象ファンドの主な投資対象に基づく分類（以下「ファンドタイプ」とする。）は、以下のとおり。純資産額ベースでは、調査対象ファンドの約60%が株式、約21%が債券、約8%が不動産を主な投資対象とするファンドとなっており、前回調査から株式ファンドが約5.8%増加し、債券ファンドが約4.9%減少している。ファンド数ベースでは、調査対象ファンドの約39%が株式ファンド、約31%が債券ファンドとなっている。

ファンド形態別にみると、公募投信の約84%が株式ファンドであり、私募投信の約63%が債券ファンドである。投資法人については全てが不動産を主な投資対象としており、集団投資スキームについては約66%が不動産を主な投資対象としている。

図表7 ファンドタイプ⁵（純資産額ベース）

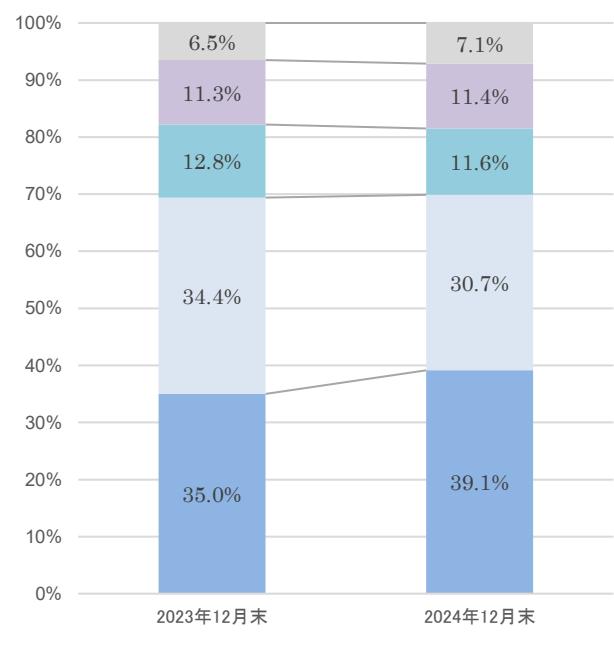


■株式ファンド ■債券ファンド ■不動産ファンド ■複合資産型ファンド ■その他

2023年12月末：（総計 235兆7798億円）

2024年12月末：（総計 289兆5274億円）

図表8 ファンドタイプ（ファンド数ベース）



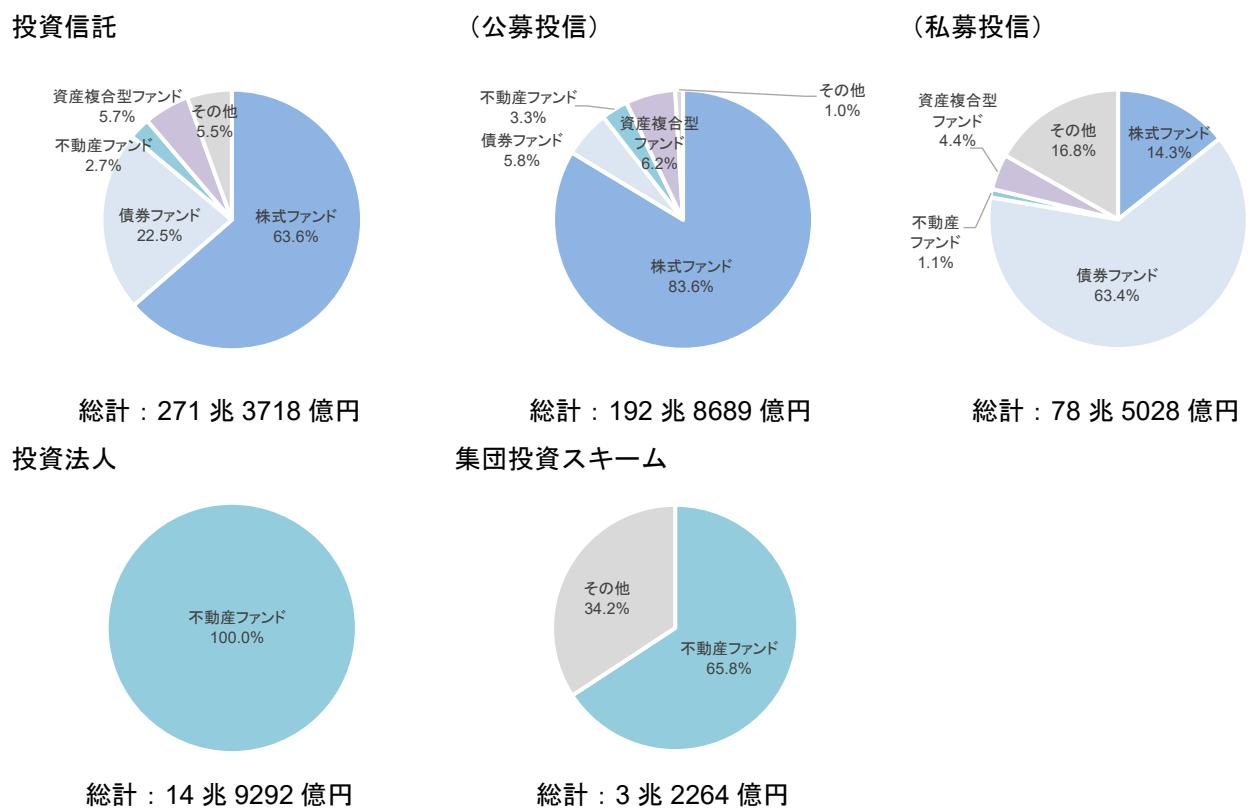
■株式ファンド ■債券ファンド ■不動産ファンド ■複合資産型ファンド ■その他

2023年12月末：（総数 977本）

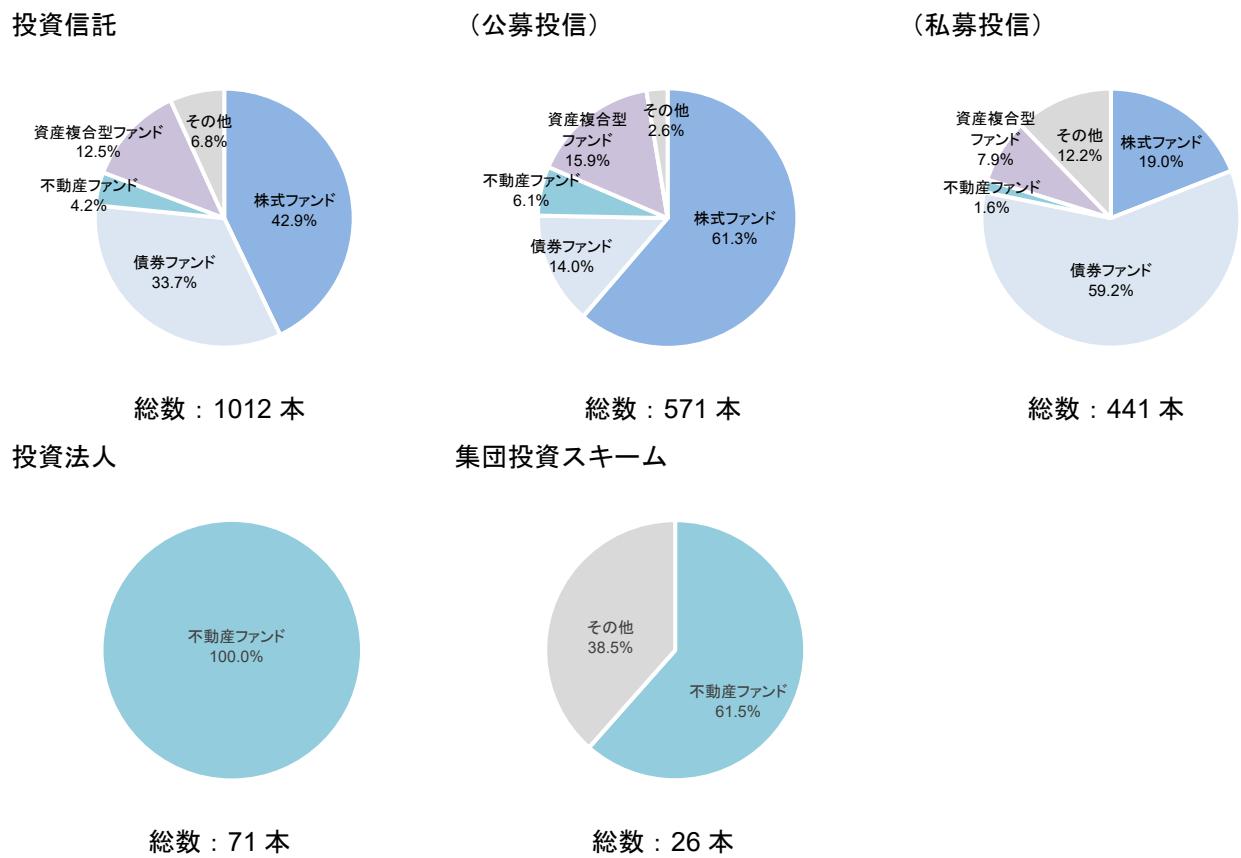
2024年12月末：（総数 1109本）

⁵ 「株式ファンド」とは、上場株式を主な投資対象とするものをいう。「資産複合型ファンド」とは、株式、債券、不動産及びその他資産のうち複数の資産を主な投資対象とするものをいう。「その他」とは、絶対収益追求型オルタナティブ戦略、プライベートエクイティファンド、コモディティファンドなどをいう。

図表9 ファンド形態別のファンドタイプ（純資産額ベース）



図表10 ファンド形態別のファンドタイプ（ファンド数ベース）

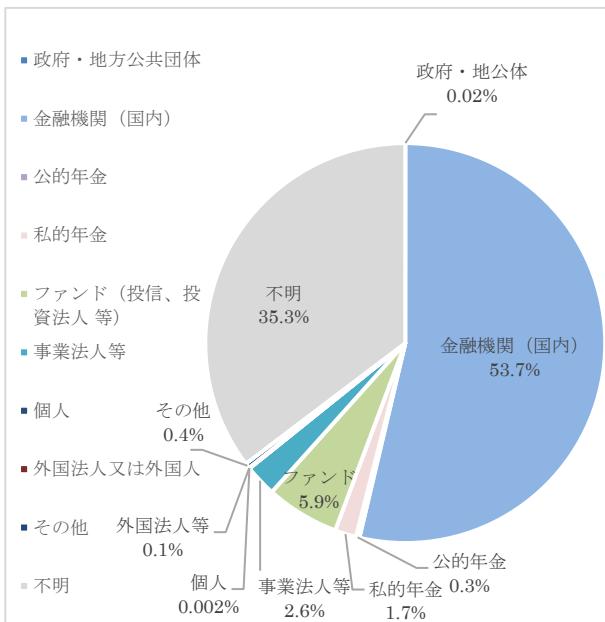


(参考) 私募投信、私募投資法人、集団投資スキームにおける権利者の概要

図表11は、調査対象ファンドのうち私募投信、私募投資法人及び集団投資スキームに対して出資又は拠出を行っている権利者⁶の属性の割合を表したものである。全体でみると大きい順（不明を除く）に、国内金融機関⁷、ファンド、事業法人等、公的年金となっており、国内金融機関が5割超となっている。

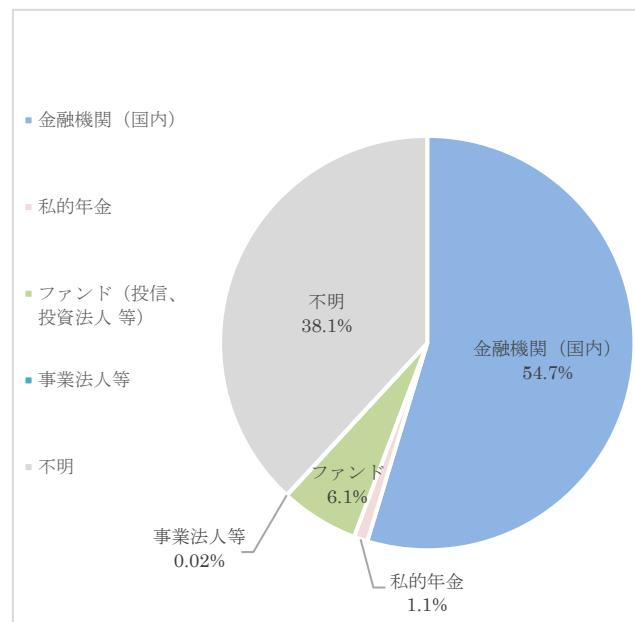
図表11 権利者の割合（純資産額ベース）

全体（公募投信、公募投資法人除く）



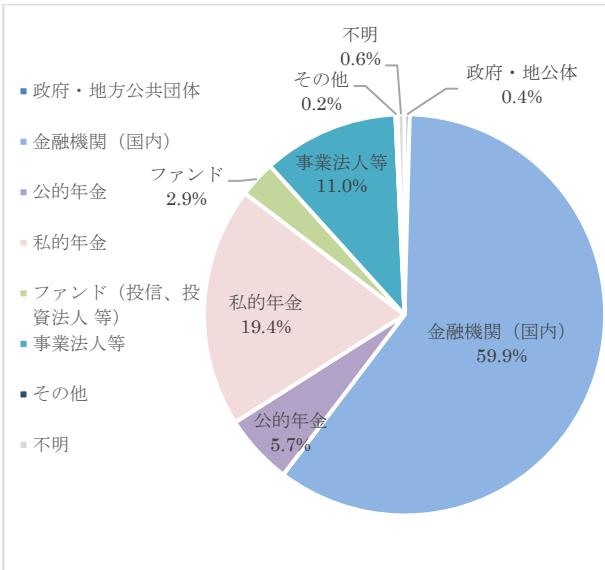
ファンド数 490 本、純資産額 84 兆 8023 億円

私募投信



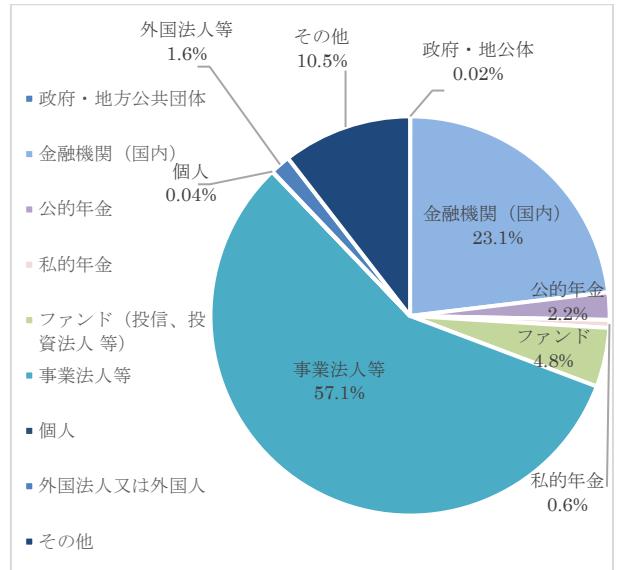
ファンド数 441 本、純資産額 78 兆 5028 億円

私募投資法人



ファンド数 23 本、純資産額 3 兆 731 億円

集団投資スキーム



ファンド数 26 本、純資産額 3 兆 2264 億円

⁶ 調査対象ファンドの運営者自身（例：投資事業有限責任組合の無限責任組合員）による出資又は拠出は含まない。

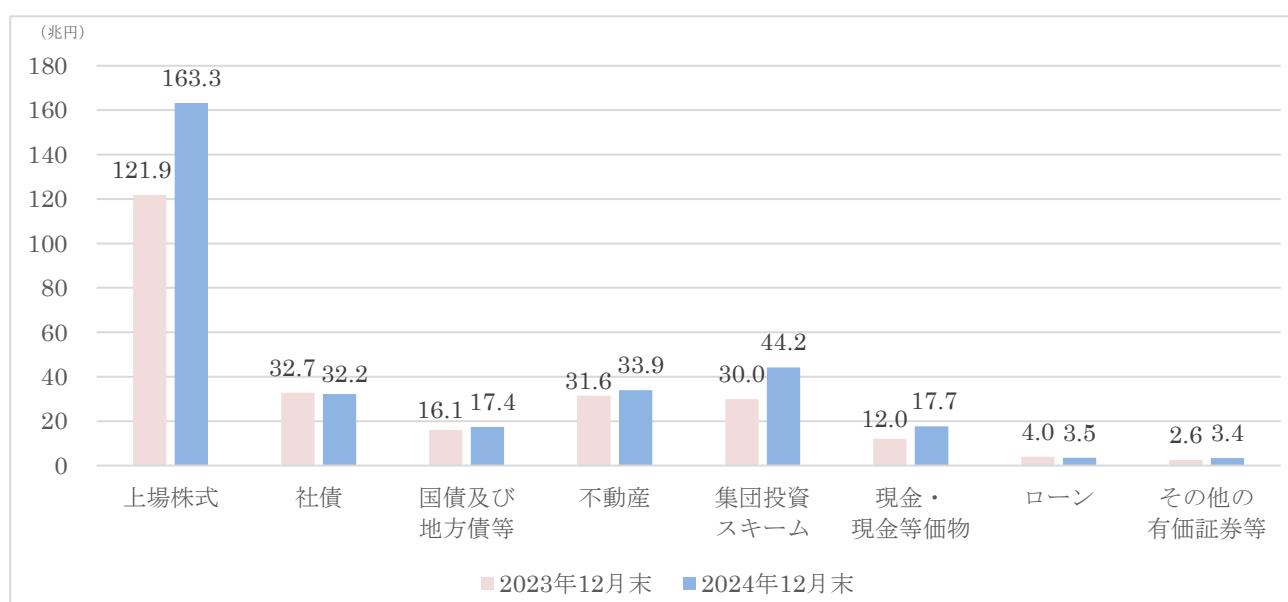
⁷ 海外金融機関については該当がなかった。

(2) エクスポート（投資残高）

調査対象ファンドの資産クラス別のエクスポート⁸（デリバティブ除く、グロス⁹）は、大きい順に、上場株式、債券（社債、国債及び地方債等）、集団投資スキームとなっている。前回調査から上場株式が41.4兆円（+34.0%）、債券が0.8兆円（+1.6%）、集団投資スキームが14.2兆円（+47.3%）、現金・現金等価物が5.7兆円（+47.5%）それぞれ増加している。

デリバティブに関しては、前回調査と同様に為替リスクや金利リスクをヘッジする目的で利用されることの多い外国為替デリバティブ（為替先渡（フォワード）取引を含む。）と金利デリバティブのエクスポートが大きい。

図表 12 資産クラス別エクスポート（デリバティブ除く、グロス）



⁸ 複層構造を有するファンドである場合、投資先ファンド（例えば、FoFs の場合は投資先ファンド、ファミリーファンド方式の場合はマザーファンド）の投資残高を把握（ルックスルー）した実質的なエクスポートについて回答を求めた。ただし、ルックスルーが困難な場合は、直接的な投資先（上記の例では「集団投資スキーム」）を回答することとしている。「集団投資スキーム」は FoFs 等でルックスルー困難なファンドを、「その他の有価証券」は非上場株式や仕組商品・証券化商品などを含む。

⁹ 「グロス」はロング及びショートのエクスポートの絶対値の合計を正の金額として示している。

図表 13 ファンド形態ごとの資産クラス別エクスポージャー（デリバティブ除く、グロス）

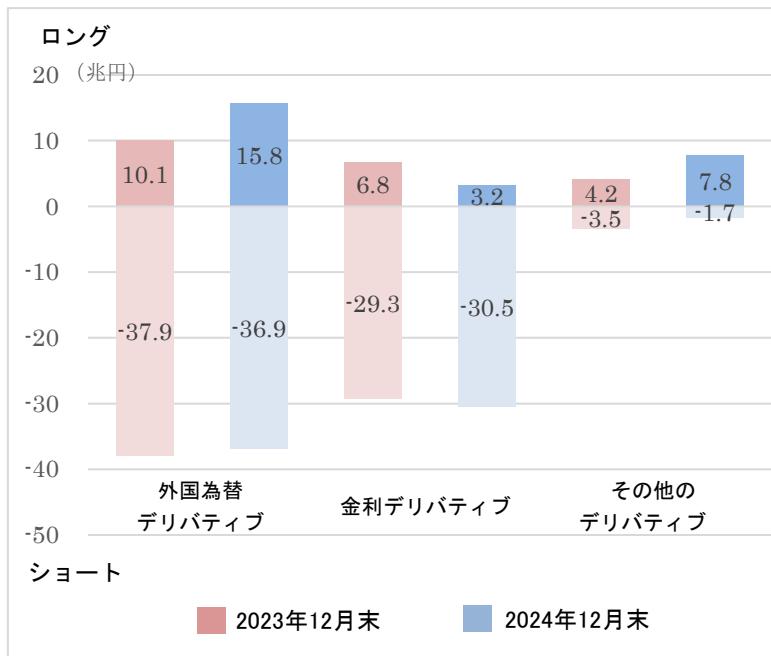
(上段) 単位：兆円

(下段) 上段の合計金額に対する割合

	上場株式	社債	国債及び 地方債等	不動産	集団投資 スキーム	現金・ 現金等価物	ローン	その他の 有価証券等	合計
投資信託	163.3 (59.6%)	32.2 (11.8%)	17.4 (6.3%)	-	43.7 (16.0%)	11.3 (4.1%)	3.5 (1.3%)	2.5 (0.9%)	273.8 (100%)
(公募投信)	152.1 (78.2%)	4.0 (2.0%)	6.9 (3.5%)	-	25.2 (13.0%)	5.6 (2.9%)	0.1 (0.0%)	0.6 (0.3%)	194.5 (100%)
(私募投信)	11.1 (14.0%)	28.2 (35.6%)	10.5 (13.2%)	-	18.5 (23.3%)	5.6 (7.1%)	3.5 (4.4%)	1.9 (2.4%)	79.3 (100%)
投資法人	-	-	-	30.9 (83.0%)	0.0 (0.0%)	6.2 (16.8%)	-	0.1 (0.2%)	37.2 (100%)
集団投資スキーム	0.0 (0.2%)	0.0 (0.2%)	-	3.0 (66.5%)	0.5 (10.6%)	0.2 (5.0%)	0.0 (0.0%)	0.8 (17.5%)	4.6 (100%)

※太字下線は各ファンド形態において最大のエクスポージャー。

図表 14 デリバティブのエクスポージャー（ロング・ショート）¹⁰の推移



図表 15 ファンド形態ごとのデリバティブのエクスポージャー（ロング・ショート）

（上段）単位：兆円

（下段）上段の合計金額に対する割合

	外国為替デリバティブ		金利デリバティブ		その他のデリバティブ		合計 (グロス)	（参考）エクspoージャー (デリバティブ除く、グロス)
	ロング	ショート	ロング	ショート	ロング	ショート		
投資信託	15.8 (17.0%)	<u>-36.9</u> (39.6%)	3.2 (3.4%)	-27.8 (29.8%)	7.8 (8.3%)	-1.7 (1.8%)	93.2 (100%)	273.8 -
(公募投信)	2.0 (16.1%)	<u>-4.8</u> (38.1%)	0.4 (3.4%)	-0.4 (3.2%)	4.4 (35.3%)	-0.5 (4.0%)	12.6 (100%)	194.5 -
(私募投信)	13.8 (17.1%)	<u>-32.1</u> (39.9%)	2.7 (3.4%)	-27.4 (34.0%)	3.3 (4.1%)	-1.2 (1.5%)	80.6 (100%)	79.3 -
投資法人	- -	0.0 (0.0%)	0.0 (0.0%)	<u>-2.7</u> (100.0%)	- -	- -	2.7 (100%)	37.2 -
集団投資スキーム	- -	- (100.0%)	<u>0.0</u> -	- -	- -	- -	0.0 (100%)	4.6 -

※太字下線は各ファンド形態において最大のエクspoージャー。

¹⁰ 「その他のデリバティブ」は株式デリバティブやクレジット・デリバティブ、トータル・リターン・スワップなどを含む。

(3) 流動性の状況¹¹

一般的に、ポートフォリオの現金化に要する日数（「ポートフォリオの現金化所要日数」）が投資家に解約金を受け渡す日数（「投資家の解約日数」）よりも短い場合は、ファンドが投資家の解約請求に応じることが可能と考えられる。逆のケース（ポートフォリオの現金化所要日数が投資家の解約日数よりも長い場合）では、大量の解約が同時に行われた場合に、ファンドが投資家の解約請求に応じることが困難となるおそれがある。この場合、解約金を調達するために投資資産のうち流動性の高い資産を多く売却することで、結果として当該資産の市場価格に大きな下押し圧力を生じさせるなど、個別のファンドの運用のみならず、市場の安定性にも負の影響を及ぼす懸念がある。

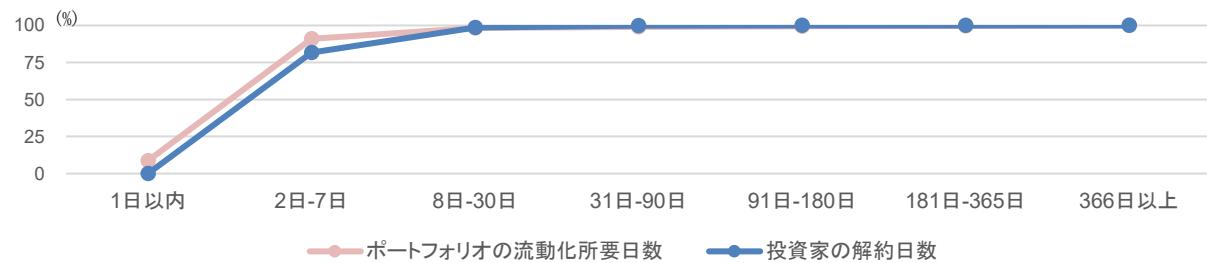
図表 16 は、「ポートフォリオの現金化所要日数」と「投資家の解約日数」の関係を、調査対象ファンド全体について累積で表したものである。例えば、「ポートフォリオの現金化所要日数」について、投資信託全体でみると、7 日以内に純資産額の約 90%を現金化でき、30 日以内に純資産額のほぼ 100%を現金化できるものと解釈できる。また、「投資家の解約日数」について、投資信託全体でみると、投資家が解約請求を行った時点から 7 日以内に解約金を受け取ることができるとされている投資信託の純資産額が全体の約 80%であり、ほぼ 100%の投資信託において、30 日以内に解約金を受け取ることができるとされていると解釈できる。前回調査と同様にいずれのファンド形態においても、ポートフォリオの現金化所要日数と投資家の解約日数は概ね一致又は前者が後者より短くなっていること、調査対象ファンド全体ではポートフォリオの流動性は概ね投資家の解約請求に応じることが可能な状況にあると推測できる。

なお、投資法人や集団投資スキームにおいて、ポートフォリオの現金化所要日数が投資家の解約日数を一部上回っているが、個々のファンドレベルでは、通常、投資家との間で解約制限（一度の解約請求で要求できる解約金額上限の設定）を付すなど、大量の解約請求が集中しない仕組みが採られている。

ただし、上記のデータは、多数の調査対象ファンドの総体的な状況を示すものであり、個別ファンドごとの流動性を示すものではないこと、また、市場のストレス時ではなく、平時における流動性を前提としたものであること、日数のカテゴリーに幅がある（「8～30 日」等）ため、ポートフォリオの現金化所要日数と投資家の解約日数が同一の日数カテゴリーに属する場合でも実際には日数にずれが生じている可能性があることに留意が必要である。金融庁としては、潜在的な流動性リスクの有無について、個々のファンド単位でも引き続きモニタリングしていく。

¹¹ 本項目は、オープンエンド型のファンド（ファンドの存続期間中、投資家に対し純資産額を基準とした解約を可能としているファンド）が調査対象（そのような解約が不可となっているクローズドエンド型のファンドは調査対象外）。なお、オープンエンド型の投資法人及び集団投資スキームは、全て私募であった。

図表 16 ポートフォリオの現金化所要日数及び投資家の解約日数（純資産額ベース、累積）
投資信託（ファンド数：941 本、純資産額：184 兆 522 億円）

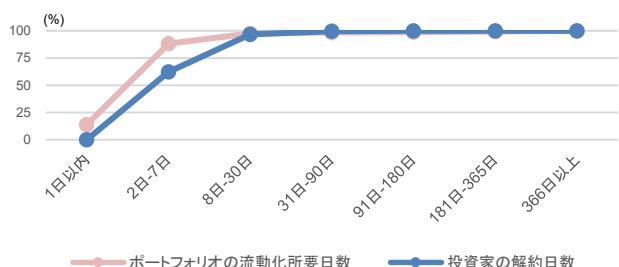
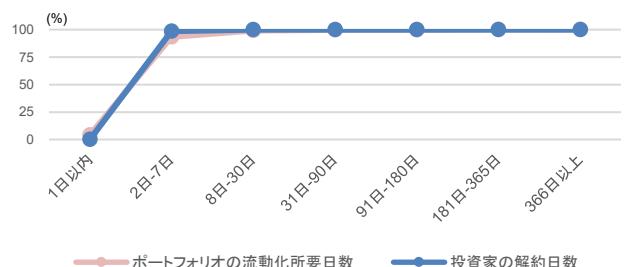


公募投信

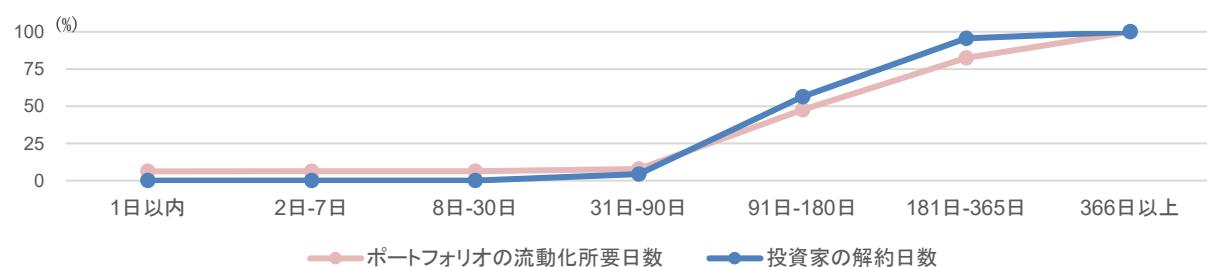
（ファンド数：505 本、純資産額：105 兆 8979 億円）

私募投信

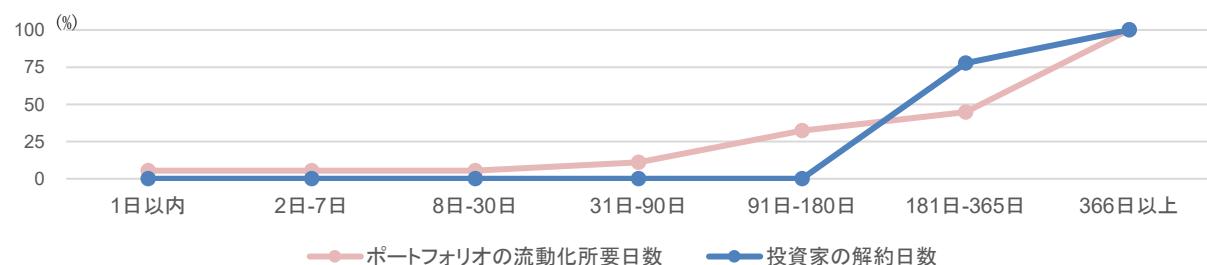
（ファンド数：436 本、純資産額：78 兆 1543 億円）



投資法人¹²（ファンド数：23 本、純資産額：3 兆 731 億円）



集団投資スキーム¹³（ファンド数：9 本、純資産額：1 兆 821 億円）



¹² オープンエンド型は私募のみ。

¹³ オープンエンド型は私募の不動産ファンドのみ。

(4) レバレッジの状況

① レバレッジ倍率

以下の図表は、調査対象ファンドのレバレッジの状況を示したものである。グロスレバレッジは、ファンドの純資産額に対するグロス・マーケット・エクスポートージャー ((2)のエクスポートージャーから現金・現金等価物を除いたもの) の割合として計算される¹⁴。

デリバティブのうち為替リスクや金利リスクをヘッジする目的で利用されることの多い外国為替デリバティブ（為替先渡（フォワード）取引を含む）及び金利デリバティブを控除したグロスレバレッジについて、調査対象の投資信託の単純平均は約 1.03 倍となっており、前回調査から若干増加しているものの、総体的にみれば、ヘッジ目的以外でレバレッジを用いた運用は限定的であると言える。

また、投資法人の単純平均は約 2.06 倍となっており、これも前回調査から若干増加している。投資法人については、(1)③記載のとおり、全て不動産ファンドである中、(4)②-2 のとおり、投資家からの出資金に加えて現金借入等の資金調達により不動産運用が行われている。

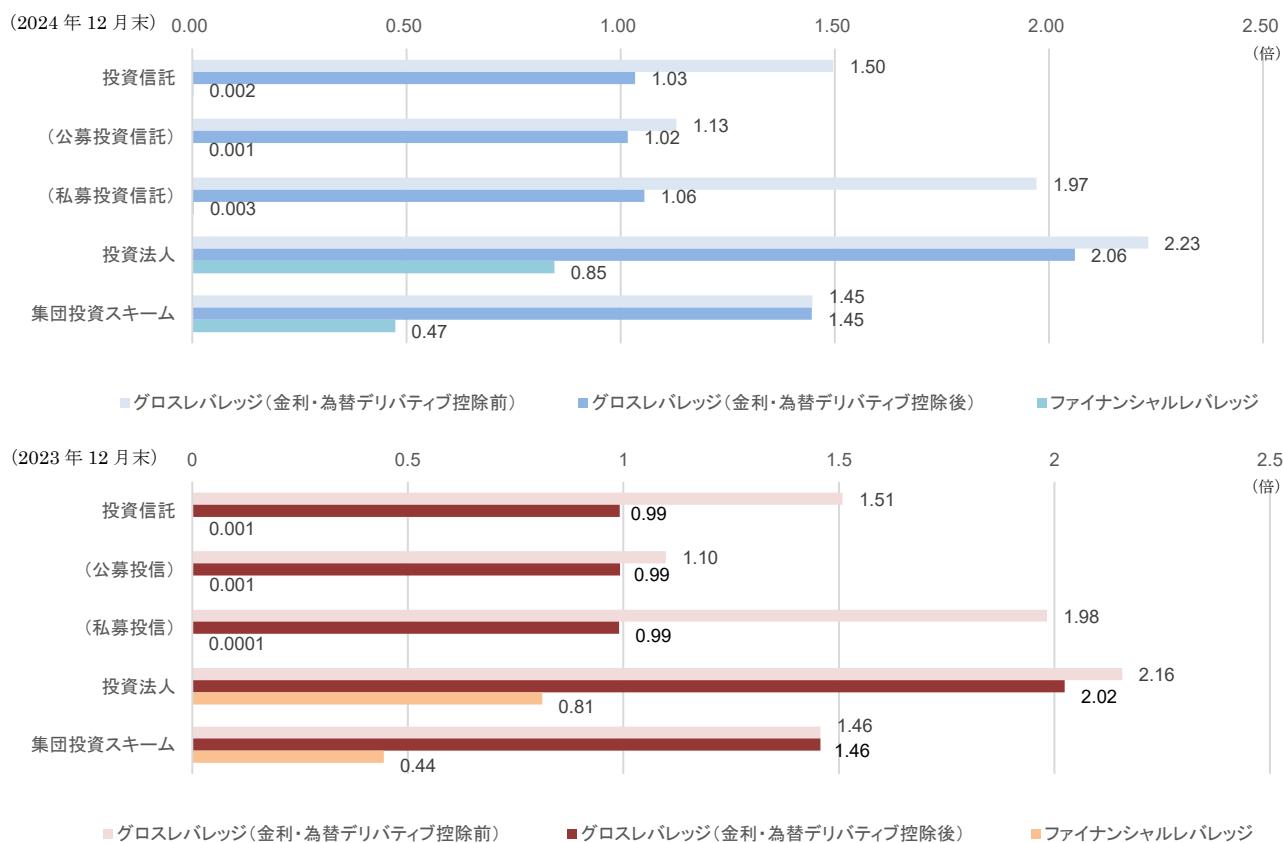
集団投資スキームの単純平均は約 1.45 倍となっており、前回調査とほぼ同様である。不動産を投資対象とする集団投資スキームの平均は約 1.70 倍である一方、不動産以外を投資対象とする集団投資スキームでは約 1.03 倍となっており、投資対象によりレバレッジ倍率に差が生じている。

ファイナンシャルレバレッジは、ファンドの純資産額に対する借入の割合として計算される¹⁵。投資法人や集団投資スキームにおいては、現金借入における資金調達が行われており、投資法人の単純平均は約 0.85 倍、集団投資スキームの単純平均は約 0.47 倍となっており、いずれも前回調査と比較して若干増加している。

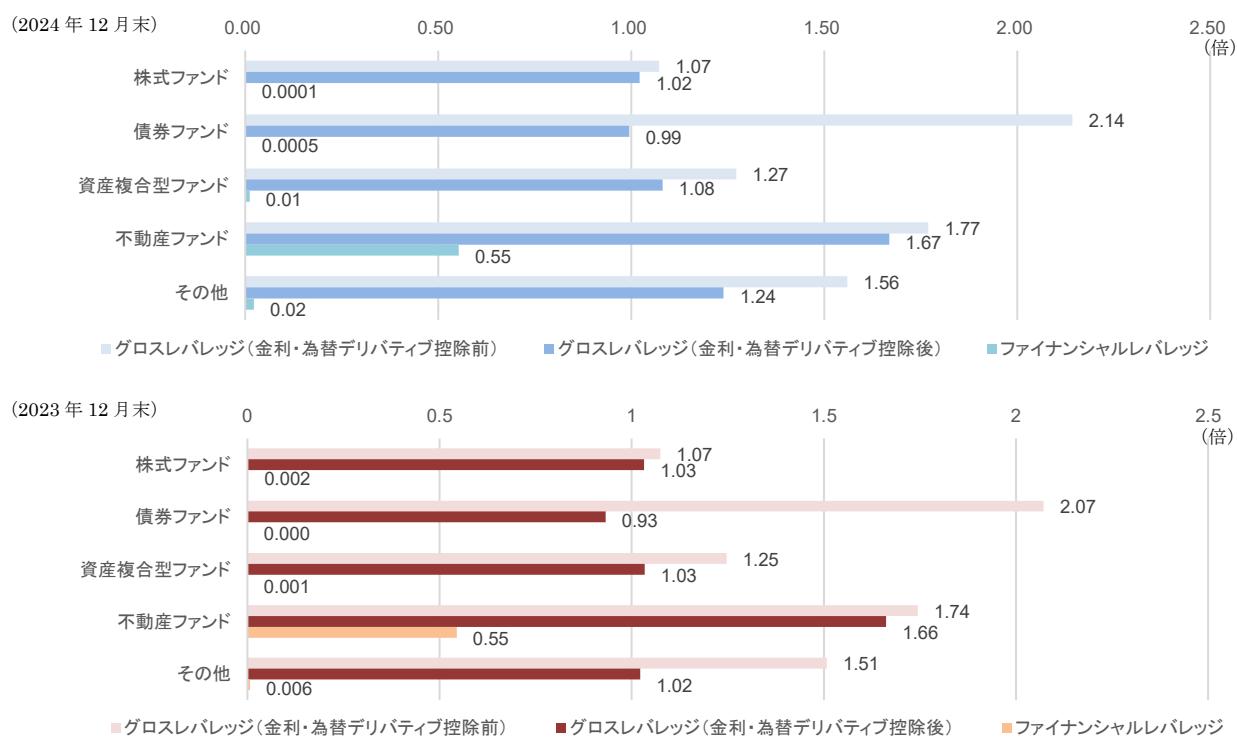
¹⁴ グロスレバレッジ（金利・為替デリバティブ控除前）は、各ファンドについて「グロス・マーケット・エクスポートージャー（現金・現金等価物を除く） ÷ 純資産額」で計算。グロスレバレッジ（金利・為替デリバティブ控除後）は、各ファンドについて「{グロス・マーケット・エクスポートージャー（現金・現金等価物を除く） - （金利・為替デリバティブに対するグロスベースのマーケット・エクスポートージャー）} ÷ 純資産額」で計算。

¹⁵ ファイナンシャルレバレッジは、各ファンドについて「{借入金総額 + 借入有価証券総額} ÷ 純資産額」で計算。

図表 17 ファンド形態別のレバレッジ倍率単純平均



図表 18 ファンドタイプ別のレバレッジ倍率単純平均



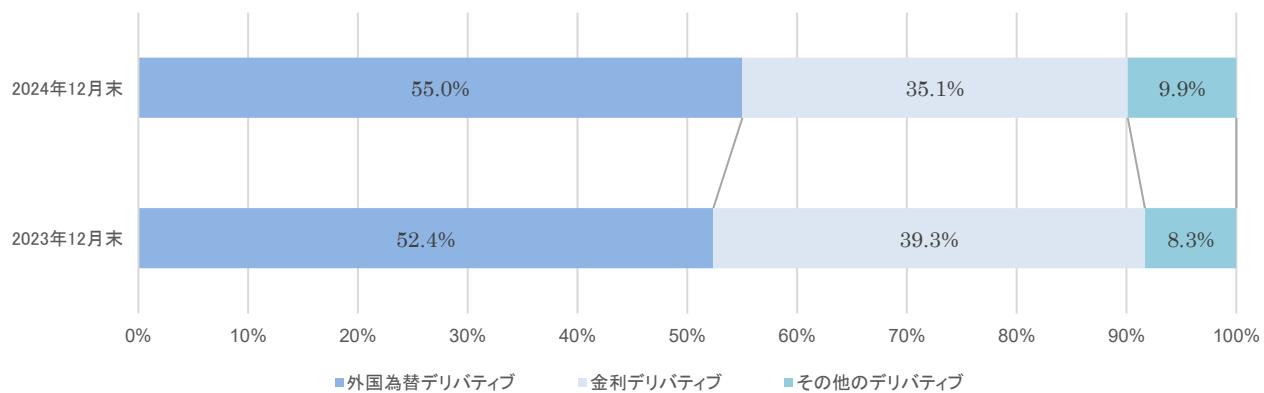
② レバレッジ分析

ファンドのレバレッジ倍率に影響を与えるものとして、デリバティブと現金借入等がある。それぞれの状況については、以下のとおり。

② -1 レバレッジ分析（デリバティブ）

デリバティブの内訳としては、外国為替デリバティブ（為替先渡（フォワード）取引を含む）と金利デリバティブで全体の約90%を占め、その他のデリバティブ¹⁶が約10%となっており、外国為替デリバティブとその他のデリバティブがやや増加し、金利デリバティブがやや減少している。(2)記載のとおり、調査対象ファンドにおいては、上場株式及び債券のエクスポージャーが大きくなっていること、外国債券や外国株式に投資するファンドの為替リスクをヘッジするために、外国為替デリバティブの残高が大きくなっているものと考えられる。また、金利デリバティブの大半は、債券ファンド、次いで不動産ファンドで行われており、金利変動リスクをヘッジするなどの目的（不動産ファンドにおいては、借入金の利払いに係る金利変動リスクをヘッジする目的）で使用されていると考えられる。

図表 19 デリバティブの内訳（デリバティブの残高ベース）



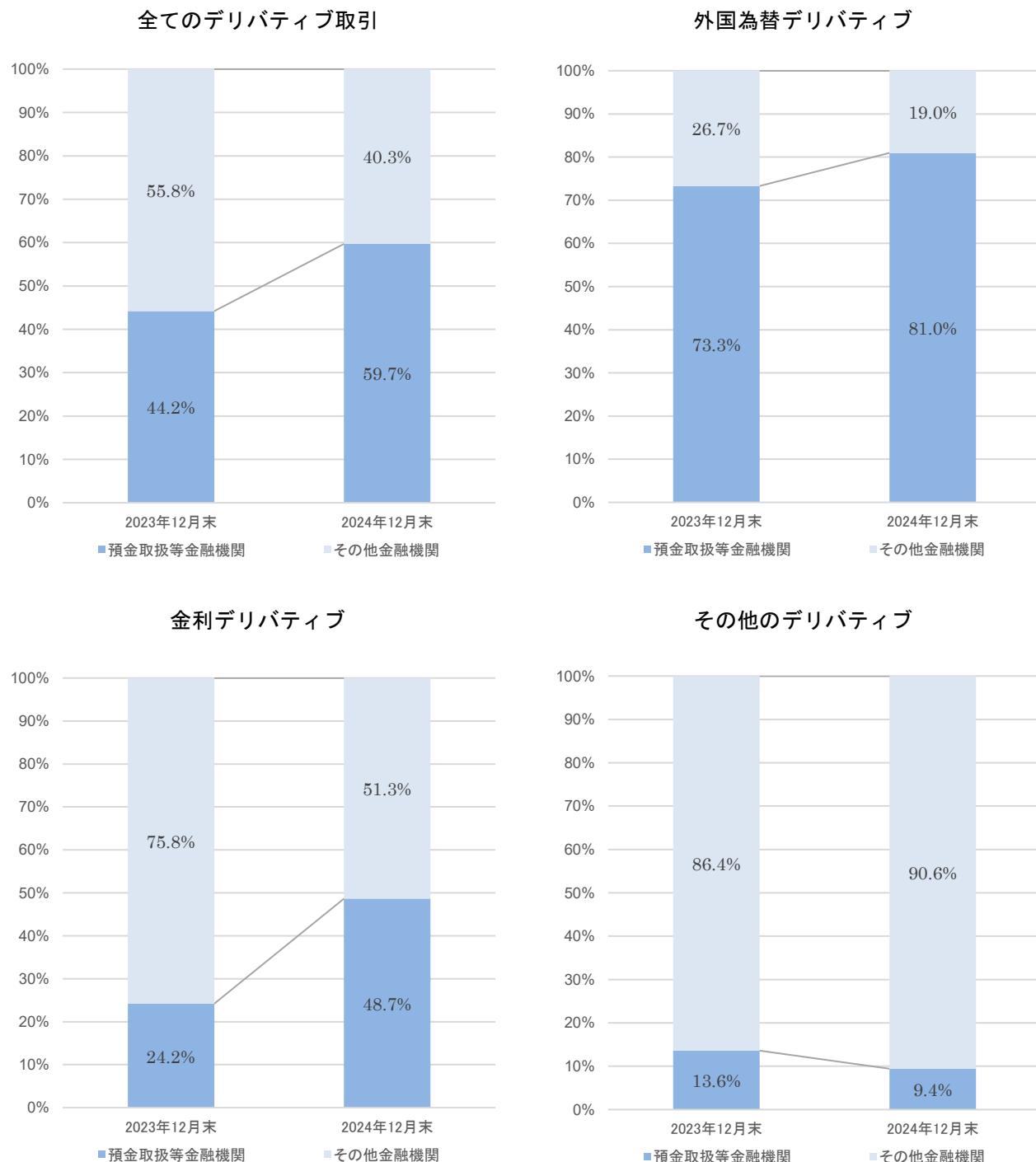
2024年12月末：（総額95兆8509億円）

2023年12月末：（総額91兆8281億円）

¹⁶ 「その他のデリバティブ」は、株式デリバティブやクレジット・デリバティブ、トータル・リターン・スワップなどを含む。

次に、デリバティブ取引の相手方をみると、外国為替デリバティブ（為替先渡（フォワード）取引を含む）については、預金取扱等金融機関が前回調査から約8%増加して約81%となり、主な取引相手方となっている一方、その他のデリバティブについては、その他金融機関（証券会社等）が前回調査から約4%増加して約91%となり、主な取引相手方となっている。金利デリバティブについては、預金取扱等金融機関が約49%、その他金融機関が約51%となり、前回調査から預金取扱等金融機関が約24%増加し概ね半々となっている。

図表20 デリバティブ取引の相手方（業態別割合）（デリバティブ取引の残高ベース）

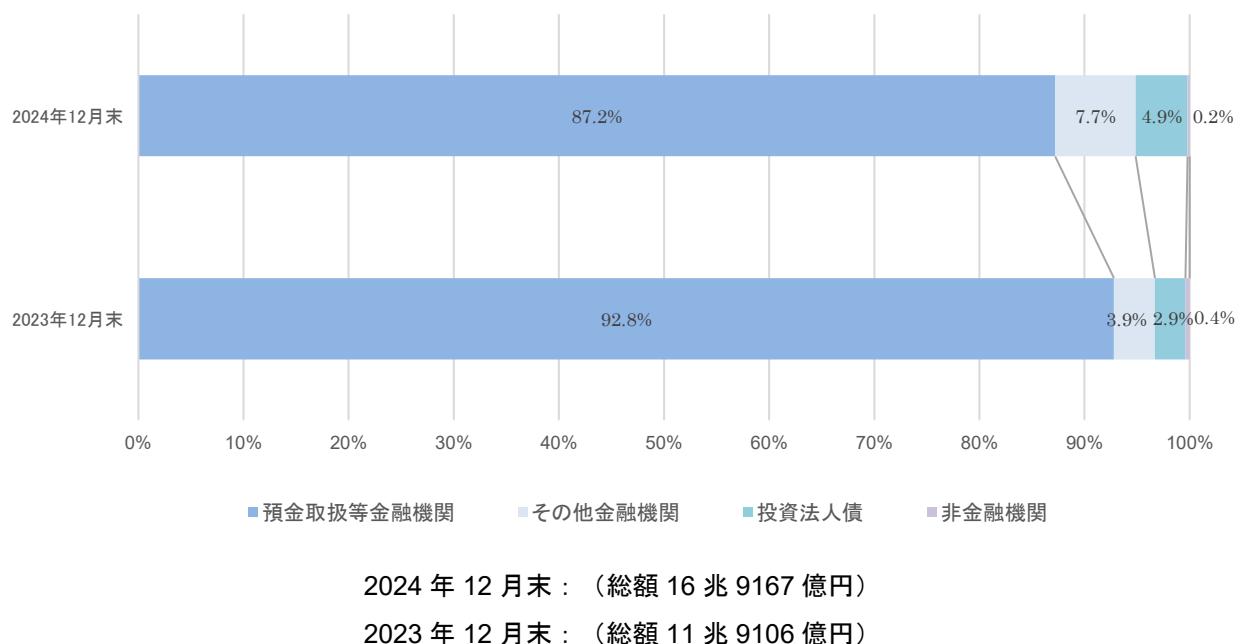


② -2 レバレッジ分析（現金借入等）

現金借入等の借入先の内訳としては、預金取扱等金融機関からの借入れが約 87%となつており、前回調査から約 6%減少している一方、生命保険会社等のその他金融機関からの借入れが約 8%、投資法人債の起債による資金調達が約 5%と、それぞれ若干増加している。

なお、現金借入等を行っているファンドは図表 17 にもあるように、投資法人と集団投資スキームで占められている。調査対象の投資信託において現金借入がほとんど行われていないが、これは、国内籍の投資信託が公募・私募を問わず、現金借入による投資が禁止されている¹⁷ことによるものと考えられる。

図表 21 現金借入等の借入先内訳（現金借入等残高ベース）



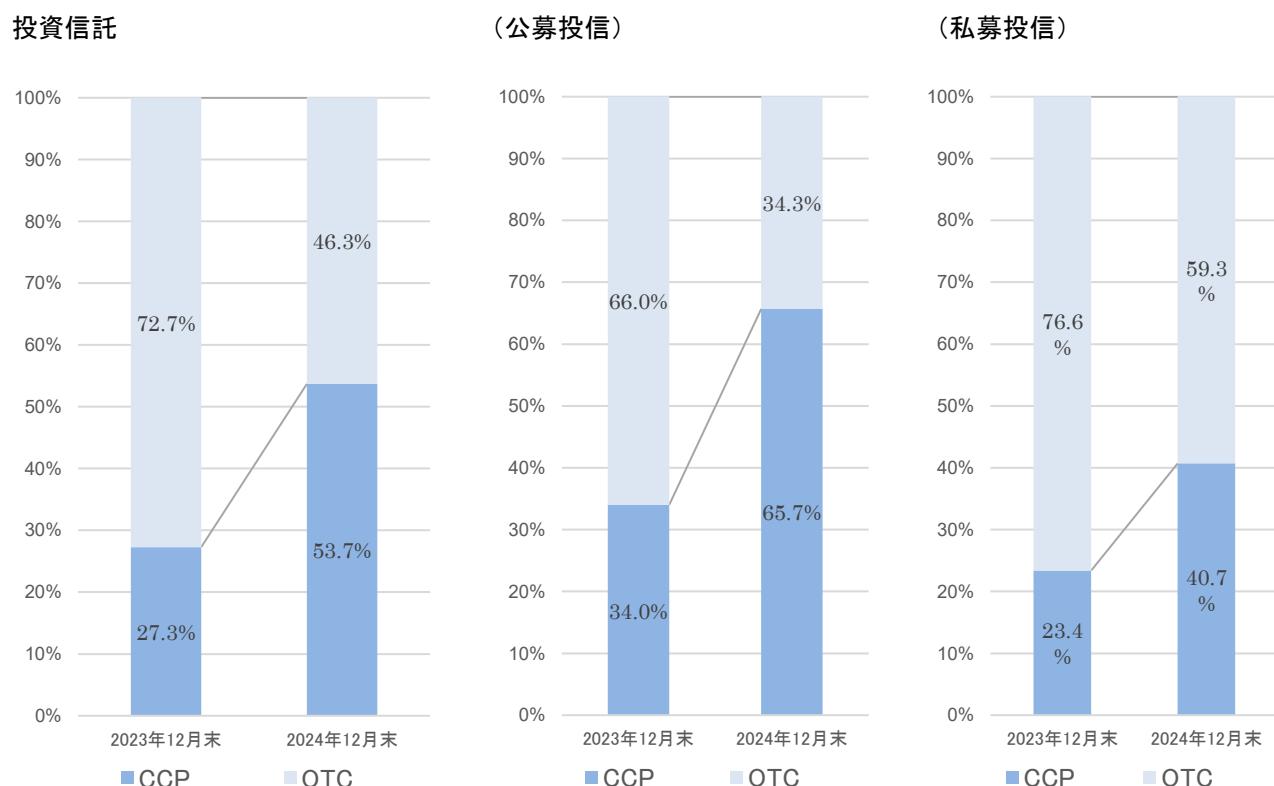
¹⁷ なお、解約請求への対応等を目的とする一時的な借入れは認められている。

(5) カウンターパーティとの取引の状況

図表 22 は、調査対象ファンドでデリバティブ取引（市場デリバティブ取引及び店頭デリバティブ取引）を行うものについて、当該デリバティブ取引残高のうち、中央清算機関（CCP）決済を行う取引の割合と相対（OTC）決済を行う取引の割合を示している。投資信託全体でみると、CCP 決済が約 54%、OTC 決済が約 46%となっており、前回調査から CCP 決済が約 26%増加し、過半を超えている。なお、割合は調査対象ファンドごとの上記割合を単純平均した数値であり、デリバティブ取引量ベースで加重平均したものではない。

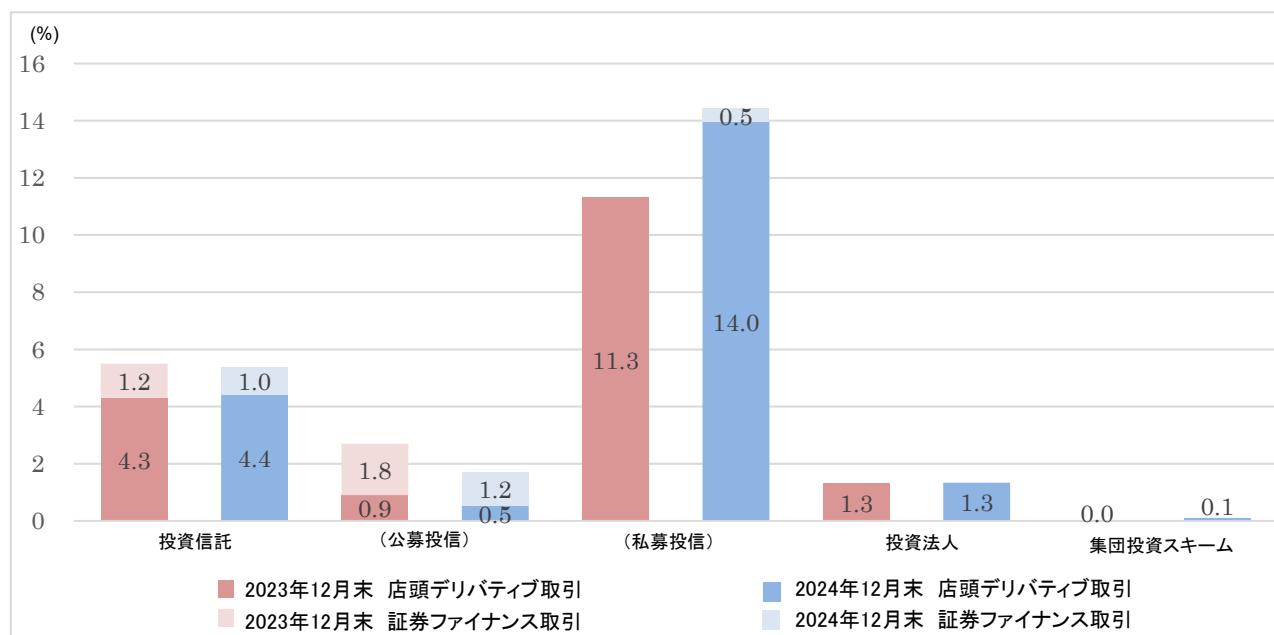
投資法人については、前回調査と同様に OTC 決済が 100%であった。また、集団投資スキームについては、OTC 決済が 100%（前回調査は該当なし）であった。

図表 22 デリバティブ取引の決済方法（ファンドごとの CCP・OTC の割合を単純平均して算出）



図表23は、店頭デリバティブ取引又は証券ファイナンス取引¹⁸に係るカウンターパーティリスクとして調査対象事業者が算出した額の合計を、調査対象ファンドの純資産額合計に対する割合として示したものである。私募投信においては、店頭デリバティブ取引から生じるカウンターパーティリスクの純資産額合計に対する割合が約14%となっており、前回調査から約2.7%増加している一方、公募投信、投資法人及び集団投資スキームにおいては、店頭デリバティブ取引及び証券ファイナンス取引のいずれについても1%台以下となっており、前回調査と大きな変化は見られない。

図表23 ファンドの相手方に対するカウンターパーティリスク
(ファンドが負担するカウンターパーティリスクの合計を
全ファンドの純資産額の合計に対する割合として算出)



¹⁸ レポ、リバースレポ、証券貸付、現先取引（新現先取引を含む）